

### 3月は県内一斉地方税滞納整理強化月間です

「県内一斉に滞納整理の強化に取り組みます！」

平成29年度の市税、納め忘れはありませんか？

今年度の市税について、すべての納期限（普通徴収、ただし随時分除く）が過ぎました。

納期限を一定期間過ぎると、督促状、催告書等にて通知をします。必ずご確認ください。

納付が遅れると、督促手数料、延滞金が加算されたり、差押等の滞納処分の対象になったりします。

**納税が困難なときはご相談ください。**

次のいずれかに該当して納期限内に納付することが困難な場合は、納期限を延長（猶予）できる場合があります。まずは、ご相談ください。

- ・納税者の財産が災害や盗難にあったとき
- ・納税者や家族が疾病、負傷したとき
- ・事業を廃止、休止したとき
- ・事業により著しい損失を受けたとき

**新年度の市税は口座振替を**

**利用ください！**

「つい、うっかり」の納付忘れを防止できるだけでなく、一度申し込みをすれば、納付に行く手間が省け便利です。

#### 口座振替取扱金融機関

足利銀行、栃木銀行、みずほ銀行、足利小山信用金庫、宇都宮農業協同組合、小山農業協同組合、ゆうちょ銀行、三井住友銀行（※三井住友銀行は保険料除く）の本・支店

※市内の支店には、申込用紙を備え付けてあります。

※市外での申し込みで用紙が必要な方は、郵送いたしますので税務課にご連絡ください。

税金はみんなの生活を支える費用です。必ず納めましょう！



#### 問い合わせ先

税務課  
☎(32)8893

### 浄化槽をお使いの皆様へ

浄化槽が正しく機能するために「保守点検」「清掃」「法定検査」を実施することが「浄化槽法」により義務付けられています。

#### 保守点検

浄化槽の機能を維持するために機器類の調整・消毒薬の補充等の保守点検を年に3〜4回以上実施しなければなりません。県の登録業者に委託してください（種類や大きさによって回数は異なります）。

#### 清掃

浄化槽内に汚泥が溜まると臭いや水質悪化の原因になりますので、汚泥の引き抜き等を年に1回以上行わなければならない業者へ委託してください。

#### 法定検査

保守点検・清掃とは別に、指定検査機関による次の2つの検査を必ず受けなければなりません。指定検査機関または保守点検業者に委託してください。

- ①使用開始後3〜8か月以内
- ②年に1回の定期検査

#### 問い合わせ先

下水道課  
☎(32)8912  
栃木県浄化槽協会  
☎028(633)1650

### 国民健康保険からのお知らせ

#### 交通事故にあったときは届出をしてください

交通事故や傷害事件など、第三者の行為によってケガや病気になった場合でも、国民健康保険の被保険者証を使って治療を受けることはできませんが、市への「第三者の行為による被害届」等の届出が必要で、治療費は本来、加害者が負担すべきものですので、一時的に国保が立て替え、後日、栃木県国民健康保険団体連合会を介して加害者に請求することになります。

第三者の行為によって国保で治療を受けた場合は、速やかに届出をお願いします。また、すぐに届出ができないときは、取り急ぎお電話等でご連絡をお願いします。

※相手がない事故の場合でも、届出は必要です。

※市では、レセプト点検の際、交通事故などによるケガの原因をお尋ねすることがありますので、ご協力をお願いします。

※法令違反による事故（飲酒、無免許、スピード違反）など、犯罪行為によるケガや病気の場合は、いかなる理由があっても保険診療を受けることができません。

#### マル学保険証をご存知ですか？

国民健康保険に加入中の方が進学のために市外へ転出される場合、学生用の被保険者証を交付します。

加入者の方の住所は市外に置くこととなりますが、国保の資格は転出前に所属していた世帯の加入者として取り扱います。国民健康保険税も元の世帯での課税となります。転出先の市区町村で新たに国保に加入する必要はありません。

交付には申請が必要となりますので、お問い合わせください。

#### 問い合わせ先

市民課  
☎(32)8895

イベント

お知らせ

募集

相談

就職